

平成30年3月6日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成30年3月6日
開会 17時00分 閉会 17時47分
- 2 場 所 役場3階会議室
- 3 出席委員 委員長 岡本眞利子
副委員長 田口廣之
委 員 板垣良輔 高橋健雄 小田新紀 小島智恵 藤原孟
議 長 芳滝仁
- 4 傍 聴 者 内山美穂子 野原恵子 谷口和弥
- 5 説 明 員 町長 飯田晴義 副町長 川瀬俊彦
住民福祉部長 合田利信 保健課長 白坂博司
介護保険係長 山田博昭
- 6 事 務 局 事務局長 細澤正典 課長 林隆則 係長 遠藤寛士
- 7 審査事件及び審議内容
- 1 付託された議案の審査について 別 紙
(1) 議案第19号 幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例
「新制定」
(2) 議案第22号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
 - 2 意見交換会の開催結果について
(資料について特に意見はなく、このまま進めていくこととした。)
 - 3 所管事務調査項目について
(委員長、副委員長に一任することとした。)
 - 4 その他

民生常任委員会委員長 岡本眞利子

◇審査内容

(開会 17:00)

○委員長(岡本眞利子) ただいまから、民生常任委員会を開催いたします。

これより、議事に入りたいと思います。

議題1、付託された議案の審査についてであります。

本委員会に付託されました、議案第19号、幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例、(2)議案第22号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例でございます。

まず、この二つの説明をいただいたあと、のちに質疑をしてみたいと思います。そのあと、討論という形にしてみたいと思いますので、ご了承のほどお願いいたします。

では、説明のほう、よろしく願いいたします。

住民福祉部長。

○住民福祉部長(合田利信) 議案第19号、幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は1ページになりますが、A4横書きの資料、「幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例の概要」に基づきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、「1居宅介護支援の定義」についてであります。居宅介護支援とは、居宅の要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行い、介護保険施設等への入所を要する場合には、当該施設等への紹介を行うものであります。現在、町内では、10の指定居宅介護支援事業者が運営を行っております。

次に、「2条例制定の背景」についてであります。「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる「医療介護総合確保推進法」の施行に伴いまして、介護保険法が一部改正され、保険者機能の強化の観点から、市区町村による介護支援専門員の支援の充実を目的として、居宅介護支援事業者の指定権限を都道府県から市区町村に移譲し、平成30年4月1日に施行することとされましたことから、指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものであります。

次に、「3条例制定の考え方」についてであります。指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例につきましては、介護保険法第81条第3項に定める規定により、厚生労働省令に基づいて定めるものとされておりますことから、国が定める「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」に基づいて制定するとともに、北海道からの権限移譲に伴う円滑な事業を継続する観点から、北海道が定める基準条例の内容を継承することを基本として制定するものであります。

なお、条例で定める基準につきましては、厚生労働省令により、次の表に示す、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分されております。

「従うべき基準」につきましては、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものであり、主な項目として、従業者の資格及び員数や利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保、秘

密の保持等に密接に関連するものであります。

また、「参酌すべき基準」につきましては、市町村が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許されるものであり、主な項目といたしましては、上記の「従うべき基準」以外の居宅介護支援の事業の運営に関する基準であります。

欄外の記載につきましては、後ほどご説明いたします、本条例、第3条の規定の根拠を示しております。

2ページをお開きいただきたいと思います。

表の上段の左側の欄から順に、「基準の種類」、「国の基準」、「条例、(町の基準)」、そして、「基準設定の考え方」となっており、説明にあたりましては、太線の枠内に記載しております、町の基準に基づきましてご説明申し上げます。

はじめに、目次につきましては、「第1章総則」から「第7章雑則」までの構成となっております。

次に、第1章総則につきましては、第1条は、条例を定める趣旨を。

3ページになりますが、第2条は、用語の定義を定めるものであります。

次に、第2章につきましては、指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件についてであります。

第3条では、介護保険施行規則第132条の3の2の規定により、法人と定めるものであり、現行の北海道の条例の基準と同様であります。

次に、第3章につきましては、基本方針についてであります。

第4条第1項から、次のページの第4項まで、事業を運営にするに当たっての基本方針に関する規定であり、国の基準を参酌して検討した結果、現行の基準内容とすることが適正な事業運営を確保する上で妥当であると認められることから、国が示す基準どおりに定めるものであります。

次に、第4章につきましては、人員に関する基準についてであります。

第5条では、指定居宅介護支援事業所における常勤の介護支援専門員の員数、5ページに移りまして、第6条では、事業所ごとに常勤の管理者を置くことについて規定しており、いずれも従うべき基準として、国が示す基準どおりに定めるものであります。

次に、第5章につきましては、運営に関する基準についてであります。

第7条は、内容及び手続きの説明及び同意について規定しており、第1項及び第2項は、従うべき基準として、第3項と、6ページになりますが、第4項は、参酌すべき基準として、それぞれ国が示す基準どおりに定めるものであります。

次に、7ページになりますが、第8条は、提供拒否の禁止について規定しており、従うべき基準として、国が示す基準どおりに定めるものであります。

次に、第9条から、9ページをお開きいただきまして、下の欄にあります、第15条までは、指定居宅介護支援事業者において、サービス提供が困難なときの対応方法、要介護認定申請に係る必要な協力、援助を行うことその他、指定居宅介護支援の基本的取扱方針などについて規定しており、いずれも参酌すべき基準として、国が示す基準どおりに定めるものであります。

10ページをお開きいただきたいと思います。

第16条は、指定居宅介護支援の具体的取扱方針として、第1号から、15ページの第30号まで、介護支援専門員の業務、責務について規定しており、従うべき基準、参酌すべき基準として、それぞれ国が示す基準どおり定めるものであります。

15ページをお開きいただきたいと思います。

このページの下、第17条から、次のページになりますが、第19条までにつきましては、法定代理受領サービスに係る報告、利用者に関する町への通知など、指定居宅介護支援事業所の責務について規定しており、いずれも参酌すべき基準として、国が示す基準どおり定めるものであります。

17ページをごらんいただきまして、第20条につきましては、管理者の責務、第21条につきましては、運営について重要事項に関する規定を定めること、第22条につきましては、勤務体制の確保等について規定しており、いずれも参酌すべき基準として、国が示す基準どおり定めるものであります。

18ページをお開きいただきたいと思います。

第23条から第25条までにつきましては、設備及び備品等、従業者の健康管理、重要事項に関する掲示の義務などについて規定しており、いずれも参酌すべき基準として、国が示す基準どおりに定めるものであります。

次に、第26条につきましては、介護支援専門員、その他の従業者に、業務上知り得た秘密の保持を義務付けするものであり、従うべき基準として、国が示す基準どおりに定めるものであります。

次に、19ページになりますが、第27条から第29条までは、広告に関することや、禁止事項、苦情に対する適切な対応について規定しており、いずれも参酌すべき基準として、国が示す基準どおりに定めるものであります。

20ページをお開きいただきたいと思います。

このページの下になりますが、第30条につきましては、事故発生時の対応について規定しており、従うべき基準として、国が示す基準どおり定めるものであります。

次に、21ページになりますが、第31条につきましては、会計の区分について規定しており、参酌すべき基準として、国が示す基準どおりに定めるものであります。

次に、第32条につきましては、記録の整備について規定しており、参酌すべき基準として、第1項は、国が示す基準どおり定めるものでありますが、第2項では町独自の基準を定めるものであります。

第2項の内容として、事業者が不適正な介護報酬を受け取ったことが明らかになった場合、保険者はその介護報酬の返還請求をすることになりますが、返還請求の消滅時効は、地方自治法の規定により、事業者が介護報酬を受け取ってから5年と定められております。

これに対し国の基準では、保存すべき記録の保存期間が2年と定められているため、監査を実施しても、返還額の確定に必要な記録が事業所に残っておらず、不適正な介護報酬の返還を請求できない場合があり得ることから、返還額の確定に必要な諸記録について、保存期間を5年間とする町独自の規定を設けるものであります。

22ページをお開きいただきたいと思います。

第6章、第33条につきましては、基準該当居宅介護支援に関する基準について規定して

おり、従うべき基準として、国が示す基準どおり定めるものであります。

なお、基準該当居宅介護支援とは、多種多様な事業主体の参入を促す観点から、条例における基準に適合している事業所であれば、町の判断によって、法人格がなくても保険給付の対象として提供できるサービスのことであります。

次に、第7章は雑則であり、第34条につきましては、委任規定であります。

議案書の14ページをごらんください。

第1項では、本条例の施行期日を平成30年4月1日から施行するものとし、ただし、第16条第20号の規定の施行期日につきまして、15ページになりますが、平成30年10月1日から施行するものであります。

第2項は、第6条に規定する指定居宅介護支援事業者の管理者に関する経過措置であり、第3項につきましては、第32条第2項において規定する記録の整備に関する経過措置を定めるものであります。

以上で、議案19号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第22号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は20ページ、議案説明資料は8ページからになります。

今回の改正の内容につきましては、平成30年度から32年度までの3年間の第1号被保険者の介護保険料率の見直しと、介護保険法の改正に伴い、市町村の質問調査権の範囲について改正を行うものであります。

介護保険料につきましては、市町村介護保険事業計画に定める保険給付に要する費用の総額等に照らし、向こう3年間の介護保険料を政省令で定める基準に従い、条例で定めるとの介護保険法の規定により、幕別町第7期介護保険事業計画に基づきまして、今般の保険料改定の提案に至ったところであります。

介護保険事業計画の策定に当たりましては、平成29年2月に幕別町介護保険運営等協議会に諮問をいたし、今年度は5回の審議を経て答申をいただき、その答申の内容に基づきまして、第7期の基準保険料の月額を、現行の5,150円より250円増の5,400円とするものであります。

はじめに、基準保険料の5,400円の算出根拠につきまして、ご説明申し上げます。

A4で1枚ものの資料、「第7期介護保険事業計画における第1号被保険者の基準保険料」をごらんいただきたいと思います。

本資料は、幕別町第7期介護保険事業計画から抜粋したものであります。上段の第1号被保険者数につきましては、平成30年度から32年度までの向こう3年間で、25,808人と推計しております。

また、所得段階別被保険者につきましては、第1段階から第12段階まで、表に記載のとおり的人数となっております。

この人数に各所得段階の保険料率を乗じて算定いたしました被保険者数が、①の欄の「所得段階別加入割合補正後被保険者数」となりまして、3年間の合計で、24,719人となります。

次に、②の欄の「標準給付費見込額」につきましては、向こう3年間の介護保険サービス給付費の見込みでありまして、年々増加していきまして、3年間の合計では、74億7,692

万6,000円を見込んでおります。

次に、③の欄の「地域支援事業費見込額につきまして」は、介護予防事業や地域包括支援センターの運営に要する経費のほか、平成29年4月から開始いたしました、介護予防・日常生活支援総合事業に要する経費など、3年間の合計で3億6,740万円を見込んでおります。

次に、④の欄の「第1号被保険者負担分相当額」につきましては、②と③の合計の23%を負担していただくもので、18億419万4,980円となります。

次に、調整交付金につきましては、市町村間において、75歳以上の後期高齢者の人数や、所得段階別の被保険者の分布状況の違いにより、保険料に格差が生じますことから、これを是正するための国からの交付金でありまして、標準給付費の5%を基準といたしまして、これを超えた分が、第1号被保険者の負担分を軽減することになります。本町は、全国平均より後期高齢者が多いことや所得が低いことから、0.6%多く交付されることを見込んでおります。

⑤の欄では、「調整交付金相当額5%」と「見込額5.6%」との差として、3年間の合計で4,647万5,000円を見込んでおります。

次に、⑥の欄の「市町村特別給付費」につきましては、介護保険の標準的な給付の他に、市町村が条例で定めるところにより追加する保険給付でありまして、本町では、入浴補助用具、バスマットの購入の補助を実施いたしております、3年間の合計で120万円を見込んでおります。

⑥の欄の下の欄は、第6期介護給付費準備基金保有額であります。平成29年度当初では、9,085万2,000円でありましたが、年度中に1億925万5,452円を繰り入れ、今回の補正予算により、基金利息15万2,816円を積み増しし、さらに、3,509万4,000円を基金から取り崩しをした結果、平成29年度末の基金保有額は、1億6,516万6,268円となる見込みであります。

このうち、⑦の欄の「介護給付費準備基金取崩額」にありますように、3年間で1億6,500万円を取り崩し、保険料の軽減を図るものであります。

次に、⑧の欄の「保険料収納必要額」につきましては、カッコ書きにありますように、計算した結果、15億9,391万9,980円となります。この必要額を確保するために、賦課額を算定したのが、⑨の欄の「保険料賦課額」であり、収納率を99.5%と見込み、16億192万9,629円を賦課するものであります。

この⑨の欄の「保険料賦課額」を①の欄の「補正後被保険者数」、24,719人で割り返したものが、⑩の欄の「介護保険料年額」であり、100円未満を整理した結果、⑪の欄のとおり、年額で64,800円、介護保険料の月額は、⑫の欄のとおり、5,400円となるものであります。

第6期の介護保険料につきましては、月額5,150円でありましたので、250円の増、率では4.9%の増となるものであります。また、準備基金の取り崩しによる軽減効果額につきましては、月額559円となります。

次に、議案説明資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

所得段階と保険料の設定につきましては、介護保険料所得段階別比較表により説明させていただきますが、比較表につきましては、左側の表が現行の第6期事業計画、右側の表

が第7期事業計画となります。なお、条例の文言上、段階という表現はありませんが、説明の都合上、段階という表現を使わせていただきます。

保険料を算定する際の所得段階についてであります。第6期事業計画の考え方を継続し、負担能力に応じた負担区分とするため、第6期事業計画と同様に12段階の所得段階と保険料率を設定するものであり、所得の低い順に第1段階から第12段階となっております。

表の上段に記載がございますが、前段でご説明申し上げましたとおり、第7期の基準保険料月額が5,400円、年額は64,800円であり、所得段階ごとの保険料年額の算定方法につきましては、表の縦軸の中段の算定基準の欄にありますように、基準額である保険料年額64,800円に、所得段階ごとの保険料率を乗じ、百円未満の数值は切り捨てるものであります。

はじめに、第1段階の保険料年額につきましては、基準額に保険料率0.5を乗じた結果、32,400円となり、現行30,900円と比較して1,500円の増となります。なお、平成30年度につきましては、消費税増税分を財源として、別枠で、国・道・町からの公費負担を行うことにより、保険料率をさらに0.05引き下げ、基準額に0.45を乗じ、百円未満の端数を切り捨てた結果、保険料年額は29,100円となり、現行27,800円と比較して1,300円の増となります。

次に、第2段階の保険料年額につきましては、基準額に保険料率0.65を乗じ、百円未満を切り捨てた結果、42,100円となり、現行40,100円と比較して2,000円の増となります。

次に、第3段階の保険料年額につきましては、基準額に保険料率0.75を乗じた結果、48,600円となり、現行46,300円と比較して2,300円の増となります。

次に、第4段階の保険料年額につきましては、基準額に保険料率0.85を乗じ、百円未満を切り捨てた結果、55,000円となり、現行52,500円と比較して2,500円の増となります。

次に、第5段階の保険料年額につきましては、基準額に1.0を乗じた結果、64,800円となり、現行61,800円と比較して、3,000円の増となります。

次に、第6段階の保険料年額につきましては、基準額に保険料率1.2を乗じ、百円未満を切り捨てた結果、77,700円となり、現行74,100円と比較して3,600円の増となります。

次に、第7段階につきましては、国の基準所得金額の改正に合わせまして、第8段階と区分する合計所得金額の上限を155万円未満から160万円未満に改め、保険料の年額につきましては、基準額に保険料率1.25を乗じた結果、81,000円となり、現行77,200円と比較して3,800円の増となります。

次に、第8段階につきましても、国の基準所得金額の改正に合わせまして、第9段階と区分する合計所得金額の上限を190万円未満から200万円未満に改め、保険料年額につきましては、基準額に保険料率1.3を乗じ、百円未満を切り捨てた結果、84,200円となり、現行80,300円と比較して3,900円の増となります。

次に、第9段階につきましても、国の基準所得金額の改正に合わせまして、第10段階と区分する合計所得金額の上限を290万円未満から300万円未満に改め、保険料年額につきましては、基準額に保険料率1.5を乗じた結果、97,200円となり、現行92,700円と比較して4,500円の増となります。

次に、第10段階の保険料年額につきましては、基準額に保険料率1.6を乗じ、百円未満を切り捨てた結果、103,600円となり、現行98,800円と比較して4,800円の増となります。

次に、第11段階の保険料年額につきましては、基準額に保険料率1.7を乗じ、百円未満を

切り捨てた結果、110,100円となり、現行105,000円と比較して5,100円の増となります。

最後であります、第12段階の保険料年額につきましては、基準額に保険料率1.8を乗じ、百円未満を切り捨てた結果、116,600円となり、現行111,200円と比較して5,400円の増となります。

議案説明資料の8ページにお戻りいただきたいと思ひます。

第7条第1項の保険料率についてであります、改正条例の第1号から次のページの第12号までが、所得段階の第1段階から第12段階に該当するものでありまして、ただいま説明申し上げました金額に改めるものであります。

また、8ページの下から3行目、第6号アの規定につきましては、介護保険法施行令の一部改正により、第1号被保険者に係る保険料の段階の判定に関する基準について、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとされましたことから、所要の規定を定めるものであります。

改正の内容につきましては、第1号被保険者の保険料段階については、所得を図る指標として、合計所得金額を用いて判定しておりますが、土地の売却等においては、災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、そのような土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう、現行の所得指標である合計所得金額から、租税特別措置法に規定されております長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いて判定するものであります。

9ページをお開きいただきたいと思ひます。

下から2行目になります、第2項につきましては、平成30年度において、国、道及び町からの定率割合の負担により、低所得者に対する軽減を強化するものであり、このことにより第1段階の方の保険料額は前項第1号に定める32,400円から3,300円減の29,100円とするものであります。

10ページをお開きいただきたいと思ひます。

第23条につきましては、これまで市町村の質問調査権については、被保険者及び第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の世帯に属する者等に限定されておりましたが、法改正によりまして、第2号被保険者の配偶者若しくは第2号被保険者の世帯に属する者等についても、質問調査権の対象となるよう範囲が拡大されましたことから、所要の改正を行うものであります。

議案書の20ページをお開きいただきたいと思ひます。

附則についてであります、第1項では、本条例の施行期日を平成30年4月1日から施行するものとし、ただし、第23条の規定は、公布の日から施行するものであります。

21ページをお開きいただきたいと思ひます。

第2項では、改正後の第7条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとする経過措置を規定するものであります。

また、第3項では、附則第1項、ただし書きに規定する日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする経過措置を規定するものであります。

以上で議案第22号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） それでは、議案第19号、幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例と、議案第22号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例、この二つの説明をいただきました。質疑のある方は、ここでお受けしたいと思いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

板垣委員。

○委員（板垣良輔） 介護保険のほうですね。まず、簡単に。

議案説明資料の11ページの一覧になっているところで、もしかしたらごめんなさい、説明があったのかもしれないのですが。中段といいましょうか、合計所得金額がいくらからいくらの方というのが、6期事業計画と7期だったら、微妙なずれがありますよね。

例えば、第7段階だったら120万から155万。それが、7期事業計画になったら、120万から160万というふうに変わっているのは、これ、どういったことでしょうか、説明をお願いします。

○委員長（岡本眞利子） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） ただいま、ご質問のありました、合計所得金額の範囲の関係だったのですが、こちらにつきましては、毎回、計画を策定する際に国のほうで見直しをしているものでありまして、今回につきましては、今年の6月、厚生労働省のほうで調査を全国的に実施したものであります。

それで、全国における第1号被保険者の所得分布、こちらの結果を各町村から集めまして、所得に応じた負担の均衡を図るべく金額を設定するという事で、毎回、所得の分布に応じてこちらの設定を見直すというものであります。

それで、今回につきましては、例えばなのですけれども、合計所得金額が190万円という方でありまして、第6期計画では第9段階ということだったので、今回の改正では第8段階ということで、1段階下がるというような形なので、今回の見直しについては結果的には負担の軽減につながっているというようなものであります。以上です。

○委員長（岡本眞利子） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） 国の指針に沿ってということですね。その点については分かりました。一部、その中間にいるような人たちの中で軽減される人がいるということも分かりました。その点については分かりました。

あともう一つ、積算資料みたいなものを見せていただきました。何とも言えないところですが、取り分け、基金の取り崩しも、方法全てを崩しているというふうなことであります。

しかし、やはり町民、住民の負担というもの、取り分け、介護保険料のアップだけではないですから、アップしているものは。いろいろな可処分所得といいましょうか、そういったものが減少していく中で、基準額250円と言えど、大変大きな負担になってしまうのではないかなというふうにと感じるところです。やはり、一般財源からの法定外繰入みたいなものについての考えが、もしもありましたら伺いたいというふうに思います。

○委員長（岡本眞利子） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 保険料の軽減を図る上での基準外繰入というお話でありますけれども、介護保険の費用につきましては、基本的には、例えば、第1号被保険者であれば、負担割合は23%ですとか、第2号であれば27%、あとは、国、道、町と負担割合というの

が決められておりまして、こういった助けあいの中で保険制度を支えるということで、ある程度、高齢者自身にも負担いただいているというような状況であります。ですので、この定められた負担割合を超えて、他の世代に転嫁するとかそういったことについては、以前からずっと、こちらのほうでもお話ししているのですけれども、助け合いの精神、こういったものの否定にもつながりかねないということで、健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点からも軽減するための恒常的な法定外の繰入というのは行うべきではないというふうに考えているというところです。

それで、幕別町としましては、先ほど部長のほうからもご説明がありましたように、低所得者層のほうにつきましては、一定程度の軽減措置というものを設けておりまして、例えば、第4段階ですと、町単独で基準額の0.9掛けるところを0.85ということで、0.05、若干ですけれども軽減は多くなっていると。

あと、公費負担として、第1段階については、0.5から0.45という形で負担軽減を行っている。さらには、国の基準でいけば、段階についても9段階ということを示されているのですけれども、幕別町としましては、12段階ということ、より細分化することで低所得者のほうに負担軽減を図るような形で措置をしておりますので、そういった点でご理解いただければというふうに思っております。

○委員長（岡本眞利子） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） 介護保険法という法律の、その制度と言いましょうか、というものがそのようになっているということも知っております。第1号被保険者が、全体の内の23%負担するというふうな法制度になっているというふうなことも分かっているつもりなのですが。

先ほど、助け合いの制度というふうにおっしゃいました。ですが、この介護保険というのは、助け合い、いわゆる生命保険みたいな感じで、全体の内の少数が困ったら全体が助けるというのですかね、そういった互助制度ではないと思うのです。社会保障の制度だというふうに思います。法律の制度がそのようになっているというふうなことは知った上で、社会保障制度として改めてどうにかならないかなというふうに感じているところです。ちょっとうまくしゃべれないのですが、そのように思っています。

もしも、答弁がありましたらお願いします。

○委員長（岡本眞利子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 板垣委員のおっしゃることを理解するというわけではないのですが、やはり第7期に向かって、低所得者の方の負担も増えているというところはございます。ただ、介護保険につきましては、これまでも健全財政の中で何とかやってきている中でありまして、安易な一般財源の投入というのは、健全財政を図る部分は、まず基準でありますので、すぐ一般会計からの繰入というのは考えるべきではないと思っています。

また、今回の介護保険事業計画というのは全国一斉に改正されます。当然ながら、十勝管内19市町村の保険料も変わっております。その中で、本町は250円の増ということですが、管内でいきますと、まだまだ、6,000円を超えている市町村がございます。

そういった中で私どもは、1億6,000万という財源を基金からの繰入をしながら、少しでも被保険者の負担が軽減できるよう努力してきたところでもありますので、その辺もご理解いただきながらご審議のほうをお願いしたいと思っております。以上です。

- 委員長（岡本眞利子） 板垣委員。
- 委員（板垣良輔） 町の努力については、大変深く理解するところであります。改めまして、さらなる努力といたしましょうか、それを求めるところであります。期待して終わりたいと思います。以上です。
- 委員長（岡本眞利子） 他に質疑のある方はいらっしゃいませんか。
質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。
説明員が退席いたしますので、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き会議を開きます。
まず、はじめに議案第19号、幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例につきまして、意見はございますでしょうか。
（なしの声あり）
- 委員長（岡本眞利子） 意見がなければ終了してもよろしいでしょうか。
（よいの声あり）
- 委員長（岡本眞利子） 続きまして、討論に入りたいと思います。
討論のある方はいらっしゃいますか。
（なしの声あり）
- 委員長（岡本眞利子） 討論がないようですので、採決をしてまいりたいと思います。
議案第19号につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（岡本眞利子） 異議がないと認めます。
従って、議案第19号、幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例につきまして、原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第22号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例につきまして、意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。
意見はございませんか。
（なしの声あり）
- 委員長（岡本眞利子） ないようですので、討論に入りたいと思います。
討論のある方はいらっしゃいますでしょうか。
板垣委員。
- 委員（板垣良輔） 何と言いましょうか、介護保険料の値上げのみならず、いろいろところで保険料、あるいは税等上がっております昨今、一概に介護保険料の値上げに簡単に賛成するのは、どうかなというふうに考えているところであります。
さまざまな町の努力は感じるころではあります、保険料値上げに、同じことの繰り返しになりますが、軽々しく賛成するものではないというふうに感じるころであります。
以上です。
- 委員長（岡本眞利子） 他に討論はございませんか。
他に、賛成の討論の方は。
（なしの声あり）
- 委員長（岡本眞利子） ないようですので、討論を終了したいと思います。

では、採決に入りたいと思います。

議案第22号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例につきまして、採決に入りたいと思います。

反対討論がございましたので、起立採決を行いたいと思います。

議案第22号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立多数)

○委員長（岡本眞利子） 採決におきまして、起立多数であり、原案のとおり可決することといたします。

なお、本件の報告書作成につきましては、委員長、副委員長に一任をさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長（岡本眞利子） それでは、そのようにさせていただきます。

以上で委員会の中継を終了いたします。